



2026年5月15日

各位

上場会社名 株式会社ビーアールホールディングス  
代表者 代表取締役社長 山根 隆志  
(コード番号：1726、東証プライム市場)  
問合せ責任者 取締役管理本部長 ト部 穰  
(TEL 082-261-2860)

## 株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ

当社は、2026年4月8日に公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2026年4月8日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案とおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年5月31日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年6月1日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2026年4月8日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

##### ①併合する株式の種類

普通株式

##### ②併合比率

当社株式について、20,000,000株を1株に併合いたします。

##### ③併合の効力発生日

2026年6月3日

##### ④減少する発行済株式総数

44,368,996 株

⑤効力発生前における発行済株式総数

44,368,998 株

(注1) 効力発生前における発行済株式総数は、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数(45,795,000株)から、当社が2026年4月8日付の当社取締役会においてその消却を決議し、2026年6月2日付で消却される予定の自己株式の数(1,426,002株)を除いた株式数です。なお、当該自己株式の数(1,426,002株)は、2026年3月31日時点で当社が所有する全ての自己株式の数(402,402株)に、当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の当社の取締役、当社の子会社の取締役に付与された譲渡制限付株式の数(1,023,600株)を加えた株式数です。

⑥効力発生後における発行済株式総数

2株

⑦効力発生日における発行可能株式総数

8株

⑧1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(1) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社横河ブリッジホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合により生じる1株に満たない端数について、端数が生じた当社の株主の皆様に対して、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する数の当社株式を売却すること等によって得られる金銭を交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行われるものであること、及び当社株式が2026年6月1日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である2026年6月2日の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が本取引の一環として実施した当社株式及び新株予約権に対する

公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である530円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称  
株式会社横河ブリッジホールディングス（公開買付者）

(3) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む本取引の実行に係る資金を、株式会社みずほ銀行からの合計25,000百万円を限度とした借入（以下「本銀行融資」といいます。）により賄う予定とのことです。当社は、本取引の実行手続において、本銀行融資に係る融資証明書等を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(4) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年6月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年7月上旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026年8月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを予定しております。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年6月2日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

## 2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。本定款変更の内容の詳細は2026年4月8日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、本定款変更は、本株式併合の効力発生日である2026年6月3日に効力が発生する予定です。

- ①本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は8株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ②本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第7条（自己株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式の買増請求）及び第10条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ④本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2026年6月に開催を予定している定時株主総会においては、当該定時株主総会の開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。
- ⑤本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

### 3. 本株式併合及び本定款変更の日程

本臨時株主総会開催日	2026年5月15日（金）
整理銘柄指定日	2026年5月15日（金）
当社株式の最終売買日	2026年5月29日（金）（予定）

当社株式の上場廃止日	2026年6月1日(月)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年6月3日(水)(予定)
本定款変更の効力発生日	2026年6月3日(水)(予定)

以 上